

令和7年第5回土幌町議会臨時会

令和7年12月17日（木曜日）午後1時30分開会

○議事日程

- 日程番号1 会議録署名議員の指名
- 日程番号2 会期の決定
- 日程番号3 行政報告
- 日程番号4 議案第1号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程番号5 議案第2号 土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程番号6 議案第3号 土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程番号7 議案第4号 土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程番号8 議案第5号 令和7年度土幌町一般会計補正予算（第11号）
- 日程番号9 議案第6号 令和7年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程番号10 議案第7号 令和7年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程番号11 議案第8号 令和7年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程番号12 議案第9号 令和7年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程番号13 議案第10号 令和7年度土幌町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程番号14 議案第11号 令和7年度土幌町下水道事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（11名）

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 2番 森本 真隆 | 3番 山中 明裕 | 5番 矢坂 賢哉 | 6番 牧野 圭司 |
| 7番 大西 米明 | 8番 西山 伸宏 | 9番 伊藤 健蔵 | 10番 成田 哲也 |
| 11番 曾我 弘美 | 12番 秋間 紘一 | 13番 河口 和吉 | |

○欠席議員（1名）

- 1番 中村 貢

○地方自治法121条の規定による説明のための出席者

- 町長 高木 康弘 教育長 土屋 仁志

○町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	総務課長	西野 孝典
地域戦略課長	小野寺 務	町民課長	角田 淳二
保健福祉課長	佐藤 慶岩	建設課長	上山 英樹
建設課道路維持担当課長	若原 裕	特別養護老人ホーム施設長	福田 剛大

○職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	藤内 和三	係長	戸水 祐也
------	-------	----	-------

(開会 午後1時30分)

◎開会宣告

○河口議長

ただいまの出席議員は10名であります。

なお、1番、中村議員より欠席届が提出されていますので報告します。

定足数に達していますので、令和7年第5回土幌町議会臨時会を開会します。

◎開議宣言

○河口議長

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○河口議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、森本真隆議員及び5番、矢坂賢哉議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○河口議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。会期は本日1日間に決定しました。

◎日程第3 行政報告

○河口議長

日程第3、行政報告を行います。

ここで町長より発言を求められていますので、これを許します。

町長、登壇願います。

○高木町長

令和7年第5回臨時町議会の開会にあたり、12月14日から15日にかけての大雪・風雪による対応状況についてご報告申し上げます。

急速に発達した低気圧の影響により、十勝管内では14日昼前から15日明け方にかけて断続的に強い雪が降り続き、夜間には強風を伴って大荒れの天候となり、国道・高速道路の通行止めや公共交通機関の運休など、各所に大きな影響をもたらしました。

本町における対応としましては、帯広測候所から提供された情報をもとに、14日昼過ぎから防災ラジオ等を活用した町民への注意喚起を行うとともに、15日のスクールバス・コミバスの運休、町内3小学校・中央中学校・士幌高等学校の臨時休校などを決定したところであります。

また、本町に発令された大雪警報の発令後には、第1種非常配備体制をとり対策に努め、15日においても、引き続き町民への注意喚起等を行ったところであります。

なお、15日午前から、要介護認定を受けた独居高齢者等の支援を必要とする世帯に対しましては、町及び社会福祉協議会の職員による緊急避難路の確保、安否確認、FF式ストーブ給排気口の安全確認等を行ったところであり、また、町内のごみの収集につきましては、15日は中止し、16日以降は通常どおりの収集を実施しております。

町内における人的・物的被害に係る報告は、現時点で受けてはおりませんが、今後も道路の除排雪等により、住民生活の安全確保に努めて参ります。

また、12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする地震に伴い発表されていた「北海道・三陸沖後発地震注意情報」については、16日午前0時で終了となりましたが、町としましては、日頃からの地震への備えなどについて、改めて町民へ呼びかけに努めるなど、引き続き、適時・適切な情報発信に努めて参ります。

○河口議長

これで行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

◎日程第5 議案第2号 士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

◎日程第6 議案第3号 士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

◎日程第7 議案第4号 士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

○河口議長

日程第4、議案第1号「職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第5、議案第2号「士幌町会計年度任用職員の

給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第6、議案第3号「土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第7、議案第4号「土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」

以上4件を関連議案として、一括提案とします。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。副町長。

○亀野副町長

議案第1号、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正、議案第2号、土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正、議案第3号、土幌町長等の給与等に関する条例の一部改正及び、議案第4号、土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について、議長のお許しがありましたので、一括で説明をさせていただきます。

これらにつきましては、国家公務員の給与に関する法律の改正、人事院勧告に準じて手当及び給料等について改正しようとするものでありまして、本年度の人事院勧告では初任給をはじめ、若年層に重点を置きつつ、民間との給与差3.62%を解消するために、給与月額引き上げ、ボーナスについては期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025か月分引き上げ、年間4.6か月から4.65か月、0.05か月分引き上げる勧告を受け、本町においても勧告に準じ改定するものでございます。

最初に、議案第1号の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案ですが、説明資料の1ページをお開き願います。なお、新旧対照表は2ページから11ページとなっております。

この度の改正条例は、3条建てでの構成となっております。各条とも職員の給与に関する条例の一部で、第1条が今年度における期末手当及び、勤勉手当のいわゆる支給割合及び給料月額の改正。第2条が翌年度以降の期末手当及び、勤勉手当の支給割合の改正となっております。なお、給料の改定については別表第1の3ページから8ページまで記載の通りとなっております。次に、第3条では一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、人事院勧告に準拠し、給与月額を改正するものでございます。

続いてこの条例の付則でございます。恐れ入りますが、議案書に戻っていただきまして7ページをご覧ください。付則の第1条、施行期日等につきましては、公布の日から施行するものですが、改正条例の第2条の規定は令和8年4月1日から適用し、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び、改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は令和7年4月1日から適用いたします。次の第2条では、今回の改正前に支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とする規定で、すでに支払った給料及び期末勤勉手当は内払いの扱いとし、増額となった分の差額を後日支払うものとするものであります。

続きまして、説明資料の12ページをご覧ください。こちらの議案第2号は、土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正となっております。なお議案は9ページから13ページとなっております。

こちらは人事院勧告に基づく改正の他に町立小中学校の臨時教員について、北海道教育

委員会の規定に合わせるとともに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正に伴い、給与及び手当についても改正を行います。改正の詳細は、第3条において町立小中学校の臨時教員の給料表を別表第3号として追加するものであります。

また第15条及び16条で、当該臨時教員の期末勤勉手当の基礎額について、給料月額と教職調整額を合わせた額とすることを定めており、次のページ、13ページでは、第17条の2で臨時教員に対して、教職調整額を支給する規定を設けるものであります。なお、別表第1は給料表を人事院勧告に準拠し、会計年度の期末勤勉手当の支給率は、職員の給料条例を引用していることを申し添えさせていただきます。

付則につきましては公布の日から施行し、人事院勧告に基づく別表第1の改正規定は令和7年4月1日から、第3条及び第15条、16条、17条の2の臨時教員に関する規定は令和8年4月1日から適用するものであります。

次の議案第3号、土幌町長等の給与等に関する条例の一部改正につきましては、職員の期末勤勉手当の引き上げ分と同率を期末手当として引き上げるものでございます。新旧対照表は説明資料の18ページに載せてございます。

また、議案書の14ページに付則の第1条、施行期日等については公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用するものでございますが、第2条において本年12月に支給する期末手当についての規定を設け、第3条に、議案第1号と同様に手当の内払いの規定を設けております。

次に、議案第4号、土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案ですが、期末手当を0.05か月分引き上げるものでございます。新旧対照表は説明資料の19ページに載せてございます。

施行期日及び、報酬の内払に関わる付則につきましては、議案第3号と同様でございますので省略をさせていただきます。

以上議案第1号から第4号まで、今年の人事院勧告による給与の改定等についての説明とさせていただきます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○河口議長

これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○河口議長

これから議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○河口議長

これから議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号 令和7年度士幌町一般会計補正予算(第11号)

○河口議長

日程第8、議案第5号「令和7年度士幌町一般会計補正予算(第11号)」を議題とします。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。総務課長。

○西野課長

総務課長西野よりご説明申し上げます。

議案第5号「令和7年度士幌町一般会計補正予算(第11号)」ですが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,227万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ137億8,613万6,000円に改めようとするものです。

なお今回の補正予算の歳出で、1節報酬から4節共済費までの職員人件費の補正につきましては、本年の人事院勧告に準じた給与改定に伴うものが主でございますので、各科目

でのこれら人件費の説明は省略させていただき、合わせまして各特別会計への繰出金並びに各事業会計の補助金の補正につきましても、各会計の職員人件費の補正に伴うものにつきましても、説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

それでは歳出からご説明いたしますので、12ページをお開き願います。12ページ上段、3款2項5目子育て支援推進費では、物価高騰の影響を受ける子育て世帯への経済的な負担軽減策実施に伴う事務費として、11節役務費に郵便料10万3,000円、口座振替手数料16万円を追加する他、19節扶助費に物価高対応子育て応援手当1,660万円を追加し、特定財源として国の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金1,686万3,000円を充当するものでございます。

次に、13ページに移りまして、中ほどにあります、4款1項5目上水道費では、国の経済対策への対応として措置されました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町内における水道使用料の基本料金3か月減免を実施するために、必要な費用として、18節負担金補助及び交付金の簡易水道事業補助金997万3,000円のうち、900万円、並びに自家水等利用者への支援金2万6,000円を追加し、特定財源として重点支援地方交付金902万6,000円を充当するものでございます。なお、当該減免の実施内容につきましては、説明資料の21ページにその内容について掲載しておりますので、ご参照願います。

次に15ページをお開き願います。15ページ下段の8款2項2目道路橋梁維持費では冬季間の除雪費用の不足に伴い、13節使用料及び賃借料に重機借上料2,000万円を追加するものでございます。

次に歳入についてご説明いたしますので7ページをお開き願います。一般財源のみご説明いたします。19款1項1目繰越金の前年度繰越金に9,639万円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

なお、21ページから23ページにかけましては、特別職、一般職の給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜り、原案の通り可決決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、引き続き主要の施策について保健福祉課長から説明資料の20ページに掲載しております、資料により説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○河口議長

保健福祉課長。

○佐藤課長

保健福祉課長佐藤よりご説明を申し上げます。

説明資料の20ページをお開き願います。物価高対応子育て応援手当でございしますが、物価高の影響を特に強く受けている子育て世帯に力強く支援し、子ども1人につき2万円を支給することで、子どもたちの健やかな成長を応援するものでございます。

対象者につきましては、0歳から高校3年生までの子どもを養育する父母等で、これについては所得の制限はございません。

支給額につきましては、子ども1人当たり2万円で、支給方法は、町が保有する子育て関連支援システムを活用し、プッシュ型で支給いたします。

予算計上額は想定児童数を830人と見込み、扶助費として1,660万円、郵送代や振込手数料などの事務費を26万3,000円、合計で事業費として1,686万3,000円と見込むものでございます。

なお、財源につきましては、国の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金を全額充当いたします。

以上で保健福祉課からの説明を終わります。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号 令和7年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

○河口議長

日程第9、議案第6号「令和7年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。町民課長。

○角田課長

町民課長角田より、議案第6号「令和7年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ44万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,759万4,000円に改めようとするものでございます。

それでは歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費では、人事院勧告に準じた給与改定により、2節給料から4節共済費までの人件費44万2,000円を追加し、特定財源として職員給与費繰入金と同額充当するものであります。

歳入につきましては特定財源でご説明いたしましたので省略させていただきます。

なお、6 ページ、7 ページには給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。
以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案の通り可決決定いただきますよう
お願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第 6 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 7 号 令和 7 年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第
4 号）

○河口議長

日程第 10、議案第 7 号「令和 7 年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第
4 号）」を議題とします。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。町民課長。

○角田課長

町民課長角田より、議案第 7 号「令和 7 年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予
算（第 4 号）」についてご説明いたします。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 32 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予
算の総額をそれぞれ 1 億 2,815 万 1,000 円に改めようとするものであります。

それでは歳出からご説明いたしますので、5 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目一
般管理費では、人事院勧告に準じた給与改定により、2 節給料から 4 節共済費までの人件
費 32 万 3,000 円を追加し、特定財源として職員給与費繰入金と同額充当するものでありま
す。

歳入につきましては特定財源でご説明しましたので省略させていただきます。

なお、6 ページ、7 ページには給与費明細書を掲載しておりますのでご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案の通り可決決定いただきますよ
うお願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号 令和7年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

○河口議長

日程第11、議案第8号「令和7年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○佐藤課長

保健福祉課長佐藤から、議案第8号「令和7年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ153万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,592万4,000円に改めようとするものでございます。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、5ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費では、人事院勧告に準じた給与改正により、2節給料から4節共済費までの人件費41万4,000円を追加し、特定財源といたしまして職員給与費繰入金と同額見込むものでございます。

続きまして、3款地域支援事業費、4項1目総合相談事業費では、人事院勧告に準じた給与改正により、2節給料から4節共済費までの人件費111万7,000円を追加するもので、特定財源といたしましては、国の地域支援事業交付金(その他事業)42万9,000円その他、制度のルールに基づき、記載の通りそれぞれ見込むものでございます。

歳入につきましては、特定財源で説明しておりますので、省略させていただきます。

なお、6ページ、7ページには給与費明細書を掲載してございますので、ご参照いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第9号 令和7年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)

○河口議長

日程第12、議案第9号「令和7年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)」を議題とします。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。

○福田施設長

特別養護老人ホーム施設長福田より、議案第9号「令和7年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,630万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3万1,000円に改めようとするものであります。

初めに、歳出からご説明いたしますので5ページをお開き願います。1款1項1目施設介護サービス事業費では、人事院勧告に準じた給与改定により、2節給料から4節共済費までの人件費に1,590万円を追加。また、人事異動に伴う会計年度任用職員費用弁償として、8節旅費に40万円を追加するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので4ページをご覧ください。3款1項1目一般会計繰入金に1,630万円を追加し、歳入歳出の均衡を図るものであります。

なお、6ページ以降には給与費明細書を掲載しておりますのでご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案の通り可決決定いただきますようお願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号 令和7年度士幌町簡易水道事業会計補正予算(第2号)

○河口議長

日程第13、議案第10号「令和7年度士幌町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長

建設課長上山より、議案第10号「令和7年度士幌町簡易水道事業会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

第1条、令和7年度士幌町簡易水道事業会計補正予算(第2号)については、次の通り改めるところでございます。

第2条の収益的収入及び支出の予定額では、収入の第1款簡易水道事業収益3億4,284万4,000円を3億4,381万7,000円に、第1項営業収益1億8,147万5,000円を1億7,247万5,000円に、第2項営業外収益1億6,136万9,000円を1億7,134万2,000円にそれぞれ改め、支出では第1款簡易水道事業費用3億1,124万3,000円を3億1,221万6,000円に、第1項営業費用2億9,782万9,000円を、2億9,880万2,000円にそれぞれ改めるものでございます。

第3条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めておりました職員給与費等、2,285万2,000円を2,382万5,000円に改めるものであります。

第4条では、他会計からの補助金として定めておりました一般会計からの補助金4,934万7,000円を5,932万円に改めるものでございます。

それでは、補正予算明細書に基づき、収益的支出から説明させていただきますので、5ページをお開きください。1款1項3目総係費では、人事院勧告に準じた給与等の改定に伴い、一般職員2名及び会計年度職員1名分の1節給料から30節法定福利費繰入額まで合計97万3,000円を追加するものでございます。

続きまして、収益的収入についてご説明いたしますので、4ページをお開き願います。1款1項1目1節給水収益では、先ほど一般会計補正予算において説明がございました物価高騰対策として、水道使用料基本料金3か月分の減免に伴い、900万円の減額となり、

2項1目1節他会計補助金では、水道施設費繰入金として、職員給与等の増額に伴い、97万3,000円及び水道基本料金減免に伴う繰入、900万円、合わせまして997万3,000円を追加するものでございます。

その他、今回補正予算に関わる給与費給与費明細書につきましては、6ページに掲載させていただいておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案の通り可決決定いただきますようお願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第11号 令和7年度士幌町下水道事業会計補正予算(第1号)

○河口議長

日程第14、議案第11号「令和7年度士幌町下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長

建設課長上山より、議案第11号「令和7年度士幌町下水道事業会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

第1条、令和7年度士幌町下水道事業会計補正予算(第1号)については、次の通り改めるところでございます。

第2条、収益的収入及び支出の予定額では、収入の第1款下水道事業収益2億3,593万5,000円を2億3,641万5,000円に、第3項営業外収益1億7,521万5,000円を、1億7,569万5,000円にそれぞれ改め、支出では第1款下水道事業費用2億5,271万7,000円を2億5,319万7,000円に、第1項の営業費用2億4,790万5,000円を2億4,838万5,000円に改めるものでございます。

第3条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として定めておりま

した職員給与費等 545 万 7,000 円を 593 万 7,000 円に改めるものでございます。

第4条では、他会計からの補助金として定めておりました一般会計からの補助金 7,962 万 6,000 円を 8,010 万 6,000 円に改めるものでございます。

それでは、補正予算明細書に基づき、収益的支出から説明させていただきますので、5 ページをお開きください。1 款 1 項 5 目総係費では、人事院勧告に準じた給与等の改定に伴い、職員 1 名分の 2 節手当から 30 節法定福利費繰入額まで合計で 48 万円を追加するものでございます。

続きまして収益的収入についてご説明しますので、4 ページをお開き願います。1 款 2 項 1 目 1 節他会計補助金で、職員給与等の増額に伴い、一般会計より公共下水道事業に対する繰入金として 48 万円を追加するものでございます。

その他、今回補正予算に関わる給与費明細書につきましては、6 ページに掲載させていただいておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案の通り可決決定いただきますようお願い申し上げます。

○河口議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○河口議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なしの声あり)

○河口議長

討論なしと認め、これから議案第 11 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○河口議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○河口議長

以上で本臨時会に付議された事件は全て終了しました。

令和 7 年第 5 回土幌町議会臨時会を閉会します。

(閉会 午後 2 時 0 5 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員